

**江東区立豊洲図書館外4館
指定管理者(候補者)の推薦について**

令和5年8月

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
図書館専門部会**

目 次

I	施設の概要	．．．．．	P 1
II	指定管理者（候補者）	．．．．．	P 3
III	選定方法	．．．．．	P 4
IV	選定結果	．．．．．	P 6

《 参考資料 》

選定基準	．．．．．	P 1 5
審査手順	．．．．．	P 1 6
第一次審査 評価基準	．．．．．	P 1 7
第一次審査 評価点数	．．．．．	P 1 8
第二次審査 評価基準	．．．．．	P 2 0
第二次審査 評価点数	．．．．．	P 2 1
最終審査結果	．．．．．	P 2 3

I 施設の概要

(1) 江東区立豊洲図書館・・・再選定

所在地	江東区豊洲 2-2-18 豊洲シビックセンター 9~11階
設置の目的	図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、利用者の教養や文化の発展に寄与すること。
設置条例	江東区立図書館条例（昭和40年江東区条例34号）
設置時期	平成元年5月12日（平成27年9月改築）

(2) 江東区立古石場図書館・・・再選定

所在地	江東区古石場 2-13-2 古石場文化センター4階
設置の目的	図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、利用者の教養や文化の発展に寄与すること。
設置条例	江東区立図書館条例（昭和40年江東区条例34号）
設置時期	平成9年9月24日

(3) 江東区立亀戸図書館・・・再選定

所在地	江東区亀戸 7-39-9
設置の目的	図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、利用者の教養や文化の発展に寄与すること。
設置条例	江東区立図書館条例（昭和40年江東区条例34号）
設置時期	昭和57年11月4日

(4) 江東区立砂町図書館・・・再選定

所在地	江東区北砂 5-1-7 砂町文化センター1階
設置の目的	図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、利用者の教養や文化の発展に寄与すること。
設置条例	江東区立図書館条例（昭和40年江東区条例34号）
設置時期	平成2年5月8日（平成26年10月改修）

(5) 江東区立有明こども図書館・・・新規指定

所在地	江東区有明2-3-5 有明スポーツセンター 体育館棟7階
設置の目的	図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、利用者の教養や文化の発展に寄与すること。
設置条例	江東区立図書館条例（昭和40年江東区条例34号）
設置時期	令和6年3月中（予定）
その他	豊洲図書館の分館として設置

2 指定期間

(1) 豊洲・古石場・亀戸・砂町図書館

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

(2) 有明こども図書館

令和6年3月1日から令和11年3月31日まで（5年間1か月）

3 その他

(1) 有明こども図書館について

新規指定の有明こども図書館は、有明スポーツセンターのレストラン跡地及び隣接の展望ラウンジを利活用して整備し、令和6年3月中の開設を予定している。

当該施設は豊洲図書館の分館として位置づけ、本館である豊洲図書館との相互協力体制を構築し、本館との一体的運営を目指すものである。その旨、募集要項に明記して、指定管理者を募集した。

(2) 古石場図書館について

当該施設については、区の長期計画上、指定期間中の令和8年度から9年度にかけて、大規模改修が予定されている旨、募集要項に明記して、指定管理者を募集した。

Ⅱ 指定管理者(候補者)

1 指定管理者(候補者)の概要

- (1) 名称 株式会社ヴィアックス (以下、A法人と表記)
- 所在地 中野区弥生町2-8-15
- 代表者 代表取締役 西門 直
- 従業員数 1,858名 (正規職員1,193名、非正規職員665名)
- 資本金 177,742千円
- 事業実績 (区内) 豊洲図書館(枝川図書サービスコーナー事業を含む)、古石場図書館、亀戸図書館、砂町図書館
- (区外) 江戸川区立東部図書館、千代田区立千代田図書館、港区立みなと図書館、文京区立本郷図書館、外74図書館(指定管理者64館、業務委託10館)

Ⅲ 候補者選定方法

1 公募選定の方法

(1) 第一次審査

応募事業者（1法人）より申込み時に提出された書類について、事業計画書、収支計画書等を元に総合的な審査を行った。その結果、配点の6割以上を得点したため、第一次審査通過とした。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した1法人に対し、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーション審査を実施し、総合評価を行った。その結果、総得点で配点の6割以上を獲得したため、選定評価委員会に推薦する指定管理者（候補者）として選定した。

2 選定の経過

日付	会議名	内容
令和5年4月14日	第1回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会	募集要項（案）の決定
令和5年5月15日	第1回 公の施設に係る指定管理者 選定評価委員会	募集要項、選定基準の決定
令和5年5月18日		募集要項の配布開始 （区ホームページに掲載）
令和5年5月21日		区報掲載
令和5年5月30日		募集説明会
令和5年6月1～2日		施設見学会
令和5年6月19日		募集締切
令和5年7月10日	第2回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会（書面開催）	第一次審査通過法人決定
令和5年7月14日	第3回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会	第一次審査通過法人受託施設 江戸川区立東部図書館 実地審査及びヒアリング
令和5年7月24日	第4回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会	第一次審査通過法人 プレゼンテーション審査
令和5年7月25日	第5回 指定管理者選定評価委員会 図書館専門部会	選定評価委員会に推薦する 候補者の決定

3 部会員名簿

指定管理者選定評価委員会図書館専門部会

	職名	氏名
部会長	教育委員会事務局次長	杉村 勝利
副部会長	庶務課長	星名 剛
部会員	学務課長	賀来 亘人
部会員	地域教育課長	笠間 衛
部会員	江東図書館長	榎本 直樹
部会員	深川図書館長	関戸 佳子
外部有識者		

IV 選定結果

1 応募状況

募集説明会参加事業者数	4 法人
施設見学会参加事業者数	3 法人
申込事業者数	1 法人

2 第1次審査の結果(書類審査)

指定管理者(候補者)は以下のとおり表記する。

株式会社ヴィアックス A法人

評価項目	合計点	A法人
1 受託する姿勢や意欲	80	63
2 法人の運営状況	200	161
3 図書館運営	440	356
4 施設管理・運営	60	46
5 業務の執行体制	100	70
6 業務の開始に向けた準備	60	43
7 収支計画	60	30
合計	1,000	769

3 第2次審査の結果(プレゼンテーション・ヒアリング)

	評価項目	合計点	A法人
I 実地審査・ヒアリング	1 現在運営施設の事業内容等	240	180
	2 現在運営施設の施設管理・運営	160	130
	3 業務の執行体制	40	30
II プレゼンテーション審査	4 受託する姿勢や意欲	20	16
	5 図書館運営	460	339
	6 施設管理・運営	60	39
	7 第二次審査を通して	20	15
	合計	1,000	749

4 総合結果

評価項目	合計点	A法人
第一次審査	1,000	769
第二次審査	1,000	749
合計	2,000	1,518

5 専門部会としての意見

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人	株式会社ヴィアックス	<p>全体を通して、江東区立図書館の「目指すべき図書館像」を理解した提案がなされており、適切な管理運営を見込めるものと判断した。</p> <p>新規開設の有明こども図書館に関する提案では、施設の基本コンセプトを理解し、その実現に向けて取り組む積極的な姿勢が見られた。既設の図書館についても、デジタル技術を活用して本区の図書館サービスを更に向上させる取組みが提案され、新たな展開が期待できると評価した。</p>

6 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人	株式会社ヴィアックス	

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり(P. 9)

7 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴

意見等



P 1 1 参照

外部有識者意見書

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会

図書館専門部会 部会長 殿

江東区立豊洲図書館外4館における指定管理者候補者の推薦 に対する意見

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会より、
求められた指定管理者候補者の推薦について、次のとおり意見を述べます。

令和5年7月25日



記

1 選定方法の妥当性について

指定管理者の選定に採用された方法は、区が定めた募集要項及び審査手順に基づき、一次審査（書類審査）と二次審査（実地審査及びヒアリング、プレゼンテーション審査）から構成されている。一次審査では、7領域40項目が設定され、区の指針に照らし十分な内容が含まれている。また二次審査では、実地調査・ヒアリングとプレゼンテーションにおいて併せて7領域37項目が設定され、同様に適切である。各審査では、区の指針に基づいて図書館を運営するうえで重要な領域を網羅する視点を取り込む工夫がなされており、区の指針にも適合し、信頼できる結果を導くと判断できる。

各審査における評価基準は、選定評価委員会で承認されたものを用いており、妥当である。また、法人の経営状況についても、外部の評価機関に財務診断を依頼し、その結果を専門部会で定めた評価方法に従って適切に評価されており、その手続きは妥当であると判断できる。

2 選定方法の公正性と公平性について

今回の指定管理者候補者への応募は、最終的には、現在、豊洲図書館とその他3館を運営する事業者1者のみにとどまった。応募の際、これまでの運営経験から既存の指定管理事業者が有利であることは否めない。ただし選定

の過程において、その候補者に他の候補者の有無を知らせず、他にも競争相手が存在する場合と同じように手続きを進めるなどの工夫をしたことで公正性を維持したと判断できる。本来は、複数の事業者から応募がなされ提案内容の比較検討を経たうえで、最も優れたものを採用することが区民にとっても望ましい。しかしながら、図書館の領域において、指定管理者として十分に使命を果たすことができる事業者の数が少ない日本の現状を考慮すれば、応募者が限られることは想定されることであり、今回の手続きは妥当であると評価できる。

また、選定の採点においては、部会員が個別に評価したうえで、その平均点を用いている。これは、候補者の評価が一部の部会員の意見に偏ることがないようにするものであり、公平性が保たれていると判断できる。

3 選定方法の総評等

以上のことから、指定管理者候補者の選定方法の妥当性、公正性、公平性に問題はなく、区の指針に従った審査結果を導いたと判断できる。

募集対象の一つである豊洲図書館は、周辺地域の人口の増加に伴い、毎年、区内最多の来館者数を受け入れ、利用者ニーズもより一層多様化している。また、新規開設の有明こども図書館については、豊洲図書館との一体的な運営による新たな取組みが期待される。

今回、指定管理者の候補者として再選定された法人は、既に江東区立図書館及び地域の状況を深く理解している。そして、他の自治体の公立図書館での受託実績も多く専門性も高いといえる。これらのことから、指定管理者として引き続き推薦することに問題はないと判断できる。

今後も区と指定管理者が協力し、地域の関係機関や団体とも密に連携しながら、江東区の目指すべき図書館像「区民の読書活動や学びを支援し、地域の情報拠点としての図書館」における使命を果たすべく、新たな取組みを積極的に展開していくことを期待する。

以 上